

# 高齢者のための在宅生活支援サービス

高齢者ができる限り住み慣れた地域や家庭で自立した生活を送れるよう、必要な支援を行っています。サービスを利用するときは、その必要性を各事例ごとに地域ケア会議で協議します。利用者負担金は、サービスによって異なります。

## 介護予防生活 支援サービス

### ① 配食サービス

調理が困難な独居高齢者などに、昼食を各家庭まで届けるほか、本人の安否確認を行います。

### ② 生活支援ヘルパー派遣

生活支援ヘルパーを派遣し、高齢者の日常生活、家事などを支援します。

### ③ 生きがいデイサービス

家に閉じこもりがちな高齢者に、松前町総合福祉センターなどで、日常動作訓練、レクリエーションなどのサービスを提供します。

### ④ 寝具類乾燥消毒サービス

衛生管理が困難な独居高齢者などに、寝具類の乾燥・消毒などを行います。

### ⑤ 自立ショートステイ

介護保険サービスを受けていない要援護高齢者に、一時的に特別養護老人ホームなどで宿泊してもらい、生活を援助します。

### ⑥ 日常生活用具給付

心身機能の低下により、日常生活に不安のある独居高齢者などに、電磁調理器、火災警報器などの生活用具を給付します。

### ⑦ 緊急通報体制整備

独居高齢者などの安否確認や相談のほか、急病などの緊急時に備え、緊急通報装置を貸与します。

### ⑧ 特殊入浴サービス

自宅での入浴が困難な人を施設に送迎し、施設で入浴を提供します。

## 家族介護 支援サービス

### ① 家族介護用品の支給

要介護度4・5程度の高齢者を介護していて、町民税非課税の家族に介護用品（オムツなど）を現物支給します。

### ② 在宅寝たきり老人等介護手当支給

寝たきりや重度の認知症の高齢者を自宅で介護していて、町民税非課税の家族に対し、介護手当を支給します。

地域包括支援センターは、高齢者とその家族の在宅介護に関する総合的な相談を受け付け、必要なサービスを受けるための連絡や調整などを行っています。

また、地域の最寄りの相談窓口として、在宅介護支援センターを設置しています。お気軽にご利用ください。

☎ 松前町地域包括支援センター	☎ 985-4205
松前町在宅介護支援センター	
みどり	☎ 985-2121
鶴寿荘	☎ 985-0405
菜の花	☎ 984-7366
エンゼル	☎ 984-6407
のどか	☎ 961-6353

◎身体障害者手帳の区分

障害の区分	運転障害の級別	
	本人が運転	生計同一者、常時介護者
視覚障害	1級～4級	
聴覚障害	2級・3級	
平衡機能障害	3級	
音声機能、言語障害またはしゃく機能の障害	3級 (喉頭摘出だけ)	
上肢不自由	1級・2級	
下肢不自由	1級～6級	1級～3級
体幹不自由	1～3級・5級	1級～3級
乳幼児期以前の非進行性脳病変による運動機能障害	上肢機能	1級・2級
	移動機能	1級～6級
心臓機能障害	1級・3級	
じん臓機能障害		
呼吸器機能障害		
ぼうこうまたは直腸の機能障害		
小腸の機能障害		
ヒト免疫不全ウイルスによる免疫機能障害	1級～3級	
肝臓機能障害		

◎療育手帳の区分 A 判定

◎精神障害者保健福祉手帳の区分 1級

▼申請に必要なもの  
**〔自動車税・軽自動車税共通〕**  
 ①各種手帳②運転免許証③納税通知書④印鑑(シヤチハタ不可)

▼申請先  
 (自動車税) 県中予地方法局課税課  
 (自動車税担当) ☎909-8754  
 (軽自動車税) 税務課町民税係  
 ☎985-4110

自動車税または軽自動車税を(1台に限り)減免します。  
**▼対象** 障がい者本人が所有する自動車(18歳未満または精神に障がいのある人はその人と生計を一にする家族の所有車も含む)を次のいずれかの人が運転する場合  
 ①障がい者本人  
 ②障がい者と生計を一にする家族  
 ③障がい者だけの世帯の障がい者を常時介護する人  
**▼減免の対象となる障がいの範囲**  
 左表のとおり

**〔自動車税〕**  
 ①自動車検査証②生計同一者か常時介護者が運転する場合は**①**生計同一証明書か常時介護証明書**②**通学・通園・通所証明書、通院証明書か通勤・生業証明書(いずれも条件あり)  
 ※戦傷病者手帳をお持ちの人はお問い合わせください。  
**※軽自動車税は、納税通知書が届いてから申請にお越しく下さい。**  
**▼申請期限** 5月24日(木)

## 障がいのある人の 自動車税・軽自動車税を減免します

## 農業者年金に加入しましょう

農家の皆さんへ

**▼対象者** 国民年金第一号被保険者で、年間60日以上農業に従事する60歳未満の人  
**▼年金の種類** 自分が積み立てた保険料とその運用益から将来受け取る年金額が決まる「積立方式」の年金です。  
**▼保険料の額** 自分が必要とする年金額の目標に向けて、保険料は2万円～6万7千円の範囲内で、

千円単位で自由に選べます。  
 ※保険料の国庫補助、税制上の優遇措置があります。終身年金で80歳未満までの保証付きです。  
**問 農業委員会事務局**  
 ☎985-4131  
 最寄のJ A  
 松前支所 ☎984-1024  
 北伊予支所 ☎984-2171  
 岡田支所 ☎984-2101

老齢基礎年金は、20歳から60歳になるまでの40年間保険料を納めなければ満額の年金を受け取ることができません。40年間のうち原則25年以上、保険料の納付済期間や免除期間がなければ、年金の受給権も発生しません。国民年金の任意加入制度は、このような状況を避ける2つの意義があります。  
**①老齢基礎年金を増やす**  
**▼対象者** 20～60歳の間で保険料の納め忘れや免除期間がある人  
**▼任意加入期間** 60～65歳の間(40年間保険料納付で打ち止め)

**②老齢基礎年金受給権を獲得する**  
**▼対象者** 20～60歳の間で保険料の納付済期間や免除期間が25年未満の人  
**▼任意加入期間** 60～70歳の間(65歳以上の任意加入は、昭和40年4月1日以前に生まれた人に限る。受給権獲得で打ち止め)  
**▼納付方法** 口座振替  
**▼必要書類** 年金手帳、預金通帳、口座の届出印  
**問 松山西年金事務所国民年金課**  
 ☎925-5175  
 町民課住民係  
 ☎985-4106

## 国民年金の任意加入制度

## 義農公園 コミュニティプール、閉園。

プールは、開園から30年以上が経過し、老朽化や経年劣化が進行しています。このままでは、事故が起こる可能性があり、安全・安心な状態で使用することが困難です。残念ながら平成23年度をもちまして閉園することになりました。開園当時から今までの間、永らくのご利用ありがとうございました。

※24年度にプール施設・管理棟を撤去します。工事中は義農公園の利用を制限しますので、ご協力をお願いします。

問 まちづくり課管理係 ☎985-4156

毎年5月12日は民生委員・児童委員の日、  
 5月12日(土)～5月18日(金)は活動強化週間です。

「広げよう 地域に根ざした思いやり」

## 民生委員・児童委員にご相談ください

一人で悩まないで、「誰かに話してみたい」と思ったら、気軽に相談してください。例えば・・・

高齢者・障がい者	子ども	その他
介護	子育て不安	生活費
配食	不登校	住居
生活の悩み	いじめ・非行	年金・保険

この機会に私たち民生委員・児童委員の活動を知ってください。

担当民生委員・児童委員のお問い合わせは、  
 松前町社会福祉協議会(☎985-4144)まで。

## 乳幼児・児童医療費の助成期間を 拡大しました ▶▶▶

子どもの誕生日の前日まで、医療費助成を受けられます。

### 1 助成期間

変更前(平成24年3月診療分まで)

外来	乳幼児医療費助成	
入院	乳幼児医療費助成	児童医療費助成
小学校就学前		12歳到達後最初の3月末(小6の年度末)

変更後(平成24年4月診療分から)

外来	乳幼児医療費助成	児童医療費助成
入院	乳幼児医療費助成	児童医療費助成
小学校就学前		13歳の誕生日前日

部分を拡大しました。

### 2 助成対象者

町内在住で助成期間の子どもを監護している保護者(保護者も町内在住)

### 3 助成方法

医療機関の窓口で一部負担額を支払った後、保護者の医療費請求により助成します(乳幼児医療の県外受診の場合と同じ方法)。次のものを持って、福祉課児童福祉係で請求してください。

- ①領収書(暦月単位)
- ②子どもの氏名が記載されている健康保険証
- ③保護者の認印(シヤチハタ不可)
- ④保護者名義の口座の通帳
- ⑤限度額適用認定証(お持ちの人だけ)

### 4 請求期間

診療月の翌月の初日から2年

問 福祉課児童福祉係 ☎985-4114

## 住基カードの無料発行期間を延長

住民基本台帳カードの無料発行期間を、平成25年3月末まで延長しました。

顔写真付きのものであれば、公的な身分証明書として利用できます。平日であれば他市町村の窓口でも住民票(本籍地の記載のないもの)を取得できます。

▼受付時間 平日9時～16時  
▼申請に必要な物  
①官公署発行の写真付き身分証明

書(運転免許証、パスポートなど) + 保険証など

②印鑑  
③公的個人認証希望の場合は500円

※写真はその場で撮ります。  
※官公署発行の写真付き身分証明書がない場合は事前にお問い合わせください。

問 町民課住民係

☎ 985-4105

6月1日は『人権擁護委員の日』  
特設人権相談所を開設します

家庭内の問題、隣近所のもめごと、いじめなど、人権問題でお困りの人は気軽に相談ください。相談は無料で、秘密は厳守します。

《特設人権相談所》

▼日時 6月1日(金)10時～17時  
▼場所 松前総合文化センター2階第2研修室

▼電話番号 ☎ 985-1313

▼相談担当者

松前町人権擁護委員  
▽水口憲三さん、高石勤さん、武

智温子さん、平井章能さん、大西克彦さん、田中きよ美さん

《電話相談》

▼日時 6月1日(金)9時～21時  
▼電話番号 ☎ 0120-459-737(フリーダイヤル)

▼相談担当者 人権擁護委員、法務局職員

問 社会教育課人権教育係

☎ 985-4137

## 木造住宅の耐震化を補助します

木造住宅の耐震化に向けて、建物全体や1部屋だけを補強する工事に対し、補助を行います。耐震工事をするために必要な耐震診断や耐震設計は、無料でを行います。

【耐震診断】 現地で調査し、住宅の安全性を診断します。

【耐震設計】 補強方法を検討し、設計図書を作成します。

【耐震工事】 耐震設計を基に工事を行います。

▼対象住宅  
・昭和56年5月31日以前に、町内で着工した一戸建て木造住宅

・併用住宅のときは住宅以外の用途の床面積が過半でないもの

・2階建て以下で、延べ面積が500㎡以下のもの

・枠組壁工法、丸太組工法、特別な認定を得た工法のもは対象外

▼対象者 対象住宅の所有者

▼補助戸数 耐震診断20戸、耐震設計5戸、耐震工事5戸

※応募多数の場合は受付の先着順

▼受付期間 5月14日(月)～11月30日(金)

▼申込先 まちづくり課計画建築係

☎ 985-4124

## 救命講習を受講しませんか？

救命講習とは、心肺蘇生法を中心とした応急手当の講習会です。心肺蘇生法とは「胸骨圧迫」と「人工呼吸」によって、止まってしまった心臓と呼吸の動きを助ける方法です。脳は心臓が止まって、3～4分以上そのままの状態が続くと、回復することが困難になります。この間、心肺蘇生法を行い、脳や心臓に血液を送り続けること

が、AEDの効果を高め、心臓の動きが戻った後の後遺症を残さないためにも重要です。

安心で安全な社会を作るために、心肺蘇生法を学んでください。救命講習の日時や場所は相談に応じますので、気軽にお問い合わせください。

問 松前消防署救急係

☎ 984-3404

## 松前の防災力

防災に関するトピックスをお届け！  
町民総参加で松前の防災力を高めよう。

vol. 01

松前町防災対策プロジェクトチーム  
(課題検討班) を設立

松前町は4月2日、昨年3月11日に発生した東日本大震災を教訓とし、従来の防災対策を一層充実強化するため、「松前町防災対策プロジェクトチーム(PT)」を立ち上げました。

このチームは、4月に就任した中矢防災担当副町長を委員長に、現在想定されている南海トラフで発生する地震について、最大規模の可能性を探り、町民の安全安心を確保するため、危機管理体制、避難対策、

津波・液状化対策などについて検討。今後の地域防災計画の見直しにつなげていきます。

当面は、役場の関係7課と消防署で「課題検討班」を設立し、防災上の課題を洗い出します。今後は、住民・企業・大学などと連携し、具体的な対応方法を検討していきます。

問 総務課危機管理係 ☎ 985-4103

「守ろう人権 なくそう差別」  
2012 明るい人権の町づくり大会

- ◎日時 5月12日(土)13時30分～(受け付け13時～)
- ◎会場 松前総合文化センター広域学習ホール
- ◎内容 開会行事(13時30分～)  
人権啓発劇(14時10分～)  
岡田小学校6年生の皆さん  
「言葉で伝えよう私の気持ち」  
記念講演(14時50分～)  
講師 全盲のチャレンジャー  
立木早絵さん  
「さらなる一步を踏み出そう！」  
(講演60分&ピアノ弾き語り30分)  
※手話と要約筆記が付きまます。  
閉会行事(16時20分～)

◎参加費 無料

※無料託児あります。希望者は事前に社会教育課へ。

## ◎講師紹介

立木 早絵さん



2008、2009年  
津軽海峡横断リレー「24時間テレビ」、  
2010年トライアスロン完走。全盲の少女の前例のない

さまざまなチャレンジが話題に。また、「行例のできる法律相談所」番組内では得意のピアノの弾き語りも放映され、注目を集める。現在、講演と弾き語りのステージも精力的に行っている。

問 社会教育課人権教育係 ☎ 985-4137

まさきの ecology 生活

### 私のごみダイエット法

2月号で募集した『私のごみダイエット法』に応募のあった中から、今月は寺下春子さんが取り組んでいるアイデアを紹介します。



筒井 寺下 春子さん Terashita Haruko

【取り組んでいること、工夫していること】

- ①買い物のとき
  - ・割り箸や過剰包装など、ごみになるものは断る
  - ・洗剤などは詰替用を、電池は充電式を購入する
  - ・子ども用品など利用期間が短いものはリサイクルショップで格安購入し、不要になればリサイクルに出す
  - ・牛乳パックや食品トレーは販売店回収箱に持参する
- ②料理のとき
  - ・タマネギ、キャベツなどの芯やダイコンの皮は、調理ついでにみじん切りや千切りなどにして、翌日の味噌汁の具に取り置く、または、きんぴらなどに入れる
  - ・料理で残った食べ物は、味付けを変えるなど別の料理にアレンジして食べ切る
  - ・調理時に出た水分のない卵の殻などのごみは、直接燃えるごみ袋に入れる
  - ・食べ残しのラーメンなどの汁は食材を足して雑炊にする。キムチの汁はキムチ鍋やチャーハンにする
  - ・調理時は、必ず冷蔵庫の食材を確認して最後まで使い切るメニューを考える

- ③外出のとき
  - ・マイ箸や、水筒（または空のペットボトル）に好みの飲料水を入れて、持ち歩く

【Voice】キャベツの芯やダイコンの皮には栄養があります。捨てたらもったいないという気持ちで食べ切っています。一緒にごみを減らし、健康になりましょう。

町民課ごみ対策係 ☎ 985-4117

◆野焼き(野外焼却)には罰則があります 「ごみを燃やして置いておいて」「煙で窓が開けられない」「洗濯物が汚れた」など、ごみの野焼きに関する苦情が多く寄せられています。 煙・悪臭による近所迷惑、ダ イオキシシン類や有害物質の発生の原因になる野焼きは、一部の例外を除いて法律で禁止されています。違反者は、5年以下の懲役、

1千万円(法人の場合は3億円)以下の罰金が課せられることがあります。廃棄物のごみ収集や資源物の分別回収に出しましょう。 ▼ドラム缶、ブ ロック囲い、穴 を掘った焼却 などの他、一定 の構造基準を満たしていない焼 却炉の使用も禁 止されています。



### 近所迷惑な野外焼却は禁止です

- ◆野焼き禁止の例外
  - ①震災、風水害、火災、その他の災害の予防、応急対策または復旧のために必要な廃棄物の焼却
  - ②風俗習慣上または宗教上の行事を行うために必要な廃棄物の焼却(例:どんど焼き、塔婆の供養焼却など)
  - ③農業、林業または漁業を営むためにやむを得ないものとして行われる廃棄物の焼却(例:焼き畑、畔草や下枝の焼却、魚網にかかったごみの焼却など。廃ビニールの焼却は禁止)
  - ④たき火、その他日常生活で通常

行われる廃棄物の焼却であって軽微なもの (例:落ち葉焚き、たき火など) 例外になっている場合でも、大量の煙やにおいが出る場合があります。やむを得ず焼却する場合は、ご近所の理解を得て、煙が出ないよう草木をよく乾かし少量ずつ焼却する、風向きを考え、洗濯物を干す時間帯を避けるなどの配慮をしましょう。

町民課ごみ対策係 ☎ 985-4117

### 平成24年度 子ども支援教育相談

県教育委員会は、発育や発達に不安のある幼児や児童、生徒の保護者を対象に、養育や教育に係る相談活動を実施しています。

園、保育所、小・中学校または学校教育課へ所定の用紙を提出してください。 ※所定の用紙は、提出先にあります。 学校教育課学校教育係 ☎ 985-4134

### 犬・猫の不妊や去勢手術を助成します

飼い犬・猫の不妊去勢手術の費用を助成します。

- ▼補助対象
  - ①平成24年3月2日～25年3月31日までに手術をしていること
  - ②飼い主が町内在住であること
  - ③動物取扱業を行う飼い主でないこと
  - ④犬の場合は、登録を行い、狂犬病予防注射済票を24年3月2日～25年3月31日までに交付されていること
  - ⑤町税、介護保険料、後期高齢者医療保険料を滞納していないこと
- ▼補助件数 犬・猫合わせて先着100頭
- ▼補助金額 2300円

▼申請方法 手術終了後、次の書類を提出してください。

- ①補助金交付申請書
- ②補助金請求書
- ③納税(または非課税)証明書
- ④65歳以上の申請者は介護保険料納付証明書
- ⑤後期高齢者医療制度に該当の申請者は後期高齢者医療保険料納付証明書
- 申請書は町民課にあるほか町ホームページからダウンロードできます。
- ▼受付期間 平成25年3月末まで
- ▼申請先 町民課生活環境係 ☎ 985-4117

### あなたの愛犬がみんなから好かれるために

周囲の人に迷惑をかけず、ペットも地域社会の一員として、快適に楽しく共に暮らしましょう。

- 飼い主としての義務と心掛け
  - 1 犬の習性を正しく理解し、愛情をもって終生飼う 家族の一員として愛情を持って亡くなるまで飼育することはもちろん、社会の一員として「しつけ」や「正しい飼い方」をしましょう。
  - 2 犬の感染症など病気の知識を持ち、適切な「予防」「治療」を受けさせる 伝染病予防、犬フィラリア症の予防など、犬の健康管理に努めましょう。動物から人へうつる病気(動物由来感染症)もあることを知っておきましょう。
  - 3 犬の繁殖制限に努める 犬にも家族計画が必要です。不妊・去勢手術を受けましょう。犬を捨てることは犯罪です。
  - 4 犬の所有者を明らかにする 町役場で必ず「犬の登録」をし、年1回の「狂犬病予防注射」を受けましょう。犬の鑑札は首輪などに付けましょう。
  - 5 犬を放し飼いにしない 犬は係留するか、逃走しない方法で飼うこと。散歩のときも引き綱を付けましょう。※放し飼いは10万円以下の罰金刑に処せられる場合があります。
  - 6 排泄物の処理は適切に行う 散歩中の犬の「ふん」は、飼い主の責任で必ず持ち帰り、適切な方法で処理しましょう。

※飼うなら責任を持って、他人に迷惑をかけないように正しく飼いましょう。 町民課生活環境係 ☎ 985-4117